

平成 25 (2013) 年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：民事法（商法）

第 1 問

形式的に見れば株主平等原則（会社法 109 条 1 項）に抵触するが、実質的には株主平等原則に抵触しないと解されているものを 2 つ挙げ、簡潔に（5 行程度）説明しなさい。

第 2 問

自己株式の取得を市場を通じて行う際には、会社法 157 条以下の取得価格の決定等の手続を履践しなくてもよいとされている（会社法 165 条 1 項）のはなぜか、簡潔に（5 行程度）説明しなさい。

第 3 問

公開会社において、その経営陣が自らに味方する者に対して多くの株式を割り当てて発行することが、払込金額が公正なものであっても、募集株式の発行差止請求（会社法 210 条）の対象となり得るのはなぜか、簡潔に（5 行程度）説明しなさい。

第 4 問

会計監査人の選任にあたって監査役による議案の提出への同意が要求されている（会社法 344 条 1 項 1 号）のはなぜか、簡潔に（5 行程度）説明しなさい。

第 5 問

組織再編に伴う反対株主の株式買取請求権が行使された場合、いわゆる「ナカリセバ価格」を超える買取価格が公正な価格として認められる場合があるが、そのような価格が認められるのはなぜか、簡潔に（5 行程度）説明しなさい。